砂防事業における評価手法の変更

前回（H15年）

評価単位

個別施設
（えん堤、遊砂地など）


濁沢第6砂防えん堤


荒川遊砂地

「公共事業の再評価実施要領細目」が変更（H16.3.30付け）

※砂防事業については、新規事業評価および事後評価との評価手法を統一化した

今回（H20年）

評価単位

流域、山系



◎個別施設の事業期間は3～4年のものが多く、再評価が行われていない

〔再評価の対象施設は新規採択後10年、未着工5年で行う〕

＜過去の対象流域内の施設は2件のみ＞

◇荒川・須川／荒川遊砂地

◇立谷沢川／濁沢第6砂防えん堤

◇角　川　／　該当施設無し

評価手法の変更により内容が変化した事項

◎流域内の全施設の整備期間が事業期間となり長期にわたる

＜今回は全ての流域が対象に＞

◇荒川・須川

◇立谷沢川

◇角　川